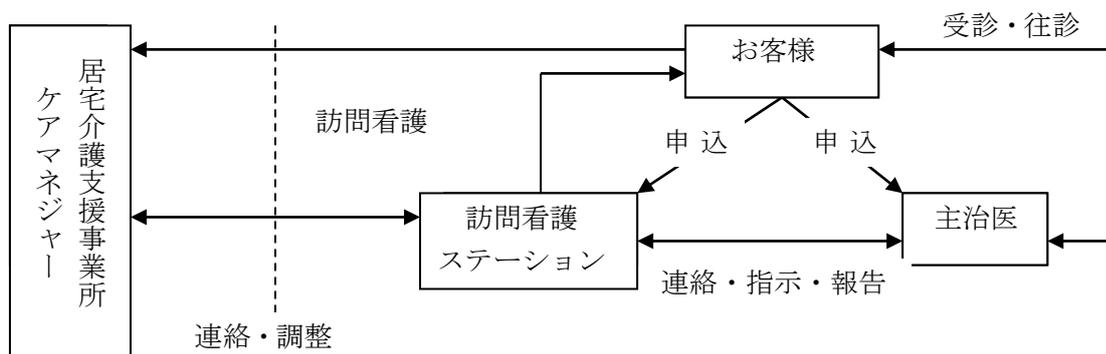


訪問看護サービスのご案内（重要事項説明書）

訪問看護ステーション 友楽園いくの

1. 訪問看護のお申込みからサービス開始まで 介護保険利用の場合 ケアプラン作成の依頼



訪問看護は、看護師などが家庭訪問して、病気や障害のために支援を必要とされる方の看護を行うサービスで、介護保険制度のほか、医療保険制度で利用できる方もいます。主治医の治療方針やケアプランに沿って、他のサービスと連携しながら看護を行いますので、安心して在宅療養が続けられます。

訪問看護を利用する場合は主治医の指示書が必要です（医療費として1割の方は300円、2割の方は600円、3割の方は900円が医療機関より請求されます）。指示書は訪問看護ステーションに提供されます。

2. 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

株式会社 TOMIX が設置する訪問看護ステーション友楽園いくのにおいて、実施する指定訪問看護事業の適正な運営を確保するために、必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とします。

(2) 運営の方針

当事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとします。

3. ご利用にあたってのお願い

(1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証や介護保険負担割合証、健康保険証、医療受給者証等を確認させていただきます。また健康保険証につきましてはマイナンバーカードによるオンライン資格確認も可能です。これらの書類について内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせください。

(2) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」「医師の指示書」に基づき、利用者の心身の状況、また利用者や家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。

4. 訪問看護サービスの内容

(1) 訪問看護計画の作成

主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。

(2) 訪問看護の提供

- ① 病状・障害の観察、健康管理
- ② 療養、看護・介護方法のアドバイス
- ③ 食事ケア、水分・栄養管理、排泄ケア、清潔ケア
- ④ 服薬管理
- ⑤ ターミナルケア
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 認知症や精神疾患の方の看護
- ⑧ 家族など介護者の支援
- ⑨ 褥創や創傷の処置
- ⑩ カテーテルなど医療機器の管理
- ⑪ 医師の指示による医療処置
- ⑫ 保健・福祉サービスなどの活用支援

(3) 訪問看護報告書の作成

5. 営業日時のご案内

- 営業日： 月曜日から金曜日まで
ただし、祝日、12月29日から1月3日までを除く
- 休日： 土・日・祝日
- 営業時間： 午前8時45分から午後5時15分まで

6. 虐待の防止について

- (1) 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
 - ① 虐待防止のための対策検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を設置し毎月委員会を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
 - ② 虐待防止のための指針を整備すること
 - ③ 虐待防止のための従業者に対する定期的な研修を実施すること
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと
 - ⑤ 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備すること
 - ⑥ その他虐待防止のために必要な措置

- (2) 事業者は、利用者に対する身体拘束については緊急やむを得ない場合を除き行ってはならないこととし、やむを得ず拘束を行う場合はその理由や態様及び時間等を記録します。

7. 個人情報の保護

- (1) 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。
- (2) 事業所が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。

8. 衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

9. ご利用料金など

ご利用料金につきましては最終ページのご利用料金表をご参照ください。なお、このご利用料金表につきましては、保険改定等により変更あり次第、お知らせいたします。

10. 苦情のご相談は

- 担当窓口 TEL 06-6711-6088
- 担当者 青木智実 富田宜夫
- 相談時間 随時

11. 当事業所の職員体制

管理者	看護師 青木 智実
-----	-----------

職	人員数
管理者	常勤 1名
看護職員のうち主として 計画作成等に従事する者	名
看護職員	名
理学療法士	名
作業療法士	名
言語聴覚士	名
事務職員	名

12. 営業地域

- 大阪市内

13. 事業者概要

事業者事業所の名前	株式会社 TOMIX 訪問看護ステーション 友楽園いくの
代表者氏名	富田宜夫
指定番号	大阪府知事指定 2762290563
事業所の住所	大阪市生野区林寺 5-11-3
連絡先	TEL 06-6711-6088 FAX 06-6711-6077
最寄駅	JR 東部市場前駅から徒歩 14 分

【事業所】

当事業所は、利用者に対する居宅介護サービスの提供開始にあたり、ご利用者にサービス内容及び重要事項を説明しました。

<事業所名称> 訪問看護ステーション 友楽園いくの

<事業所 住所> 大阪市生野区林寺 5-11-3

<説明者> 氏名

【ご利用者】

私は、サービス内容及び重要事項について文書に基づいて、事業者から説明を受けました。

(ご本人)

<住 所> _____

<氏 名> _____

(代理人の場合)

<住 所> _____

<氏 名> _____